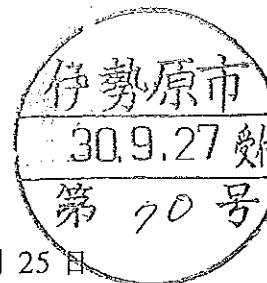


第1号様式（第6条関係）

伊勢原市協働事業提案書



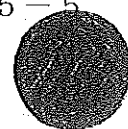
30年09月25日

伊勢原市長 殿

住 所 伊勢原市板戸645-5

団体名 「麦踏み塾」

代表者氏名 本杉 正和



伊勢原市市民協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり提案します。

提 案 区 分	市民提案型協働事業
協 働 事 業 名	伊勢原産「湘南小麦」を広めるプロジェクト
添 付 資 料	(1) 団体概要（第2号様式） (2) 協働事業実施計画書（第3号様式） (3) 協働事業収支予算書（第4号様式） (4) 規則、定款、規約、会則その他これに準ずるものの写し (5) 会員、構成員の名簿の写し (6) 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し

29年10月1日現在

団 体 名	むぎふみじゅく 「麦踏み塾」	
所 在 地	〒 259-1145 伊勢原市板戸 645-5	
代 表 者 名	もと すぎ まさ かず 本 杉 正 和	
設 立 年 月	2015年 8月	
会員の状況	会員 10人(うち伊勢原市民 6人)	
業 務 内 容	伊勢原で契約栽培されるパン用小麦は、石臼製粉により付加価値が付けられプレミアム小麦として都内に流通している。この「湘南小麦」をブランド化し、地域特産品として育て、耕作地の拡大につなげていく。	
主な公益活動の実績	平成25年より独自開催として農家、製粉所、ベーカリー共同の食育イベント活動として「麦踏み塾」を立上げ、周辺地域から多くの参加者を集め、読売新聞、神奈川新聞又NHK始めBS朝日・TVK等マスコミにも取り上げられ紹介された。平成27年度よりは市協働事業として応援をいただき開催。又、平成27年～28年の2年間 都市農村共生・対流総合対策交付金事業として「湘南小麦パン祭り in 世田谷」「かながわ食育フェスタ」での湘南小麦PR、そして市内大田地区にて引き続き平成29-30年に「麦踏み」「麦刈り」を実施し、参加者は学校関係を除き250名の多数に及び学校関係を合わせると約500名になります。	
連絡担当者	氏名	た そう みね いち 田 雑 峯 一
	所属	「麦踏み塾」 事務局
	電話	0463-57-3085
	FAX	0463-57-3085(ムールアラムール)
	e-mail	mtanaka@mcjuku.jp

第3号様式(第6条関係) 協働事業実施計画書

協働事業名	伊勢原産「湘南小麦」を広めるプロジェクト
事業の目的	1. 伊勢原産「湘南小麦」ブランド向上による消費拡大を通して小麦農家育成をはかる。 2. 市内外からの参加者を増やし、食育活動を通して伊勢原市内外消費を促進する
事業内容	1. 原麦として出荷せず石臼製粉で付加価値小麦とし「湘南小麦」のブランドにて流通させ、より多くのパン屋さんにて使用して頂きて湘南小麦取引量を増やし、契約栽培の拡大を目指す。 2. 学校教育の食育の中にて地元の小麦が如何に作られ、食されていくのかを歴史を含め理解してもらい、食べ物が如何に大切かを理解することを目指す。
スケジュール 1~5 大田小学校 5~9 大田ふれあいセンター	活動内容 1. 平成30年10月9日(火) 大田小学校3年生によるパン作り 2. 平成30年11月19-21日(内の1日) 大田小学校3年生による種蒔き 3. 平成31年 1月29日(月) 2月6日(水)「麦踏み体験」 エコール辻の生徒 大田ふれあいセンターにて 4. 平成31年 2月18-22日(内の1日) 大田小学校3年生による麦踏み 5. 平成31年2月 3日(日)「麦踏み体験」 大田ふれあいセンターにて ⑥ 平成31年2月24日(日)「麦踏み体験」 大田ふれあいセンターにて 8. 平成31年5月19日(日)「麦刈り体験」 大田ふれあいセンターにて ⑨ 平成31年6月 2日(日)「麦刈り体験」 大田ふれあいセンターにて 10. 平成31年6月3-7日(内の1日) 大田小学校新3年生による麦刈り
協働の効果	湘南小麦のブランド化により、伊勢原市をより多くの方々に知ってもらう事を目指す。
役割分担	(市民活動団体の役割) 1. 小麦農家・プレミアム小麦製粉プラント・人気製パン店の連携により、生産量では全国36位の神奈川県産小麦、その中でも地元の「湘南小麦」を伊勢原市の特産品にしていく。 2. 近隣耕作者へ「湘南小麦」をアピールして、作付け面積を増やす努力をしていく。 3. 学校教育の食育の中での講演・実技を紹介。 (市の役割) 1. 「麦踏み塾」実施の小麦畑に隣接した、大田ふれあいセンター優先利用を許可し、スケジュール枠を事前確保。通常の先着申込み枠にある利用制限を解除。全館貸切りにて施設利用を可能として頂きたい。又、OHP及びスクリーンの借用を御願いたい。 2. クルリンの貸し出しを御願いたい。 3. 市の広報誌による事後告知を御願いたい。 4. 学校教育の中での講演・実技(麦踏み体験)が大田小学校にて取り組んでいただける事に成りましたの、引き続き教育委員会・学校との関係維持へのサポートを御願いたい。 5. 生産者の拡大を図るための農家への働きかけへの支援を御願いたいで農業政策の担当部署への橋渡しを御願いたい。 6. 麦踏み塾のサポート組織作りをして継続的なイベント開催を可能とするこの組織作り面で、ご指導賜りたい。

第4号様式（第6条関係）

協働事業収支予算書

協働事業名	伊勢原産「湘南小麦」を広めるプロジェクト
団体名	「麦踏み塾」

収入の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量、単価等)
協議会収入	200,000円	「麦踏み塾」イベント参加費収入 (目標) 1,000円×200人
収入合計額	200,000円	

支出の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量、単価等)
会 議 費	40,000円	弁当スタッフ延べ 40×@500 等
試食品費	120,000円	パン 200×@150、ハチミツ・オリーブオイル 400×@100 等
消耗品費	30,000円	紙皿・紙コップ・リボン等
レジャー保険	10,000円	200×@50
支出合計額	200,000円	

「麦 踏 み 塾」 規 約

平成29年10月01日制定

(名 称)

第1条 任意団体として「麦踏み塾」(以下「会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会は、神奈川県伊勢原市の小麦を活用したイベント開発等、農地を活用したグリーン・ツーリズム等を推進し、都市と農村の共生・対流による地域の活性化に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 伊勢原市産小麦、および小麦製粉・加工の啓発、普及に関すること。
- (2) 伊勢原市産小麦、および小麦製粉・加工の情報発信に関すること。
- (3) 伊勢原市のグリーン・ツーリズムの活動支援に関すること。
- (4) グリーン・ツーリズムを通じて伊勢原市の資源の利活用に関すること。
- (5) グリーン・ツーリズムを通じて伊勢原市の農地や風景を再生させること。
- (6) その他、目的達成のために必要な事項。

会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(組 織)

第4条 会は、神奈川県の小麦農家と、製粉所ミルパワー・ジャパン、パン屋ムールアラムールで構成する。

(役 員)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 代 表 1名
- (2) 副代表 2名

代表、副代表、事務局長、総会において互選する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない

(役員の職務)

第7条 会の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 代表は会務を総括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある場合等理由のある場合はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会の予算・会計管理を行う。

(総会)

第8条 総会は、毎事業年度1回、代表が招集する。ただし、代表が認めたときは、臨時総会を招集することができる。総会における議長は、代表が当たる。

2. 総会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 役員の選出に関する事。
- (3) 事業の推進に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他会の運営に関する事項。

3. 総会は、構成員の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

また、出席が難しい場合は書面による通知、評決にて総会に替えることが出来る。

その場合は構成員全員の参加が不可欠である。

(事務局)

第9条 会の事務を処理するため、ムールアラムール(神奈川県伊勢原市板戸6 4 5-5)内に事務局を置く。

2. 事務局は、代表の命を受けて会務を処理する。

3. 事務局に関し必要な事項は、代表が別に定める。

(会 計)

第10条 会の経費は、負担金、助成金、その他の収入をもって充てる。

2. 会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月31日までとする。

3. 会計処理は、事務局が行う。

(事務所)

第11条 会の主たる事務所を神奈川県伊勢原市板戸6 4 5-5 ベーカリー「ムールアラムール」内に置く。

(補 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は代表が別に定める。

附則

1. この規約は、平成29年10月01日から施行する。

2. 本規約は昨年までの「麦踏み塾協議会」を引き継ぎ任意団体として「麦踏み塾」とする事で、制定したものである。

3. 構成員は別途名簿にて毎年更新をすること。

制定:平成29年10月1日

「麦 踏 み 塾」構成員名簿

平成30年08月20日現在

	氏 名	住 所
1	本杉 正和	伊勢原市 ミルパワージャパン
2	本杉 夏子	伊勢原市 ムール ア ラ ムール
3	内藤 正行	伊勢原市 生産者
4	和田 光弘	伊勢原市 生産者
5	亀井 敦史	伊勢原市 生産者
6	青沼 一彦	大磯町
7	田雑 峯一	平塚市
8	山口 崇	秦野市
9	河野 宗彦	伊勢原市
10	高橋 昭江	秦野市

伊勢原産「湘南小麦」を広めるプロジェクトに関する協働事業協定書

伊勢原市(以下「市」といいます。)&「麦踏み塾」(以下「市民活動団体」といいます。)&は、伊勢原産「湘南小麦」を広めるプロジェクト(以下「事業」といいます。)&に関し、次のとおり協働事業の協定を締結します。

1 事業の目的

本市大田地区は、稲作を中心とした優良な農地を有す地区として、農道や用水路について農業経営に資する環境整備が行われています。この環境を生かし、稲作に続けてブランド小麦「湘南小麦」を栽培し、農業経営の安定化を目指すとともに、小麦栽培の工程である「麦踏み」を通じて、市外からの来訪者を呼び込み、もって、シティプロモーションにつなげていくことを目的とします。

2 協定の目的

本協定は、事業の実施に当たり、市と市民活動団体との間の関係や役割分担、相互協力の内容等を定めるものです。

3 協働に関する原則

市と市民活動団体とは、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) お互いが対等かつ協力的な関係を保つよう心がけます。
- (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係をつくります。
- (3) お互いの活動を理解し、その主体性・自主性を尊重します。
- (4) 個人情報の保護に考慮しながら、協働の過程や結果等の情報を公開し、市民の理解を得るように努めます。
- (5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。
- (6) 一定の時期に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討します。

4 役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア 情報提供

市は、市民活動団体に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業の実施に当たり、会場を確保します。
- ii 市広報及び市ホームページにより、事業の周知を行います。
- iii 本事業実施に当たり、助言やアドバイスを行います。

ウ 報告書に関すること

市は、市民活動団体が作成した報告書の内容を検討し、市政に生かすよう努めます。

(2) 市民活動団体の役割と責務

ア 情報提供

市民活動団体は、市に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業の目的を達成するため、事業を総括します。

- ii 小麦農家、製粉プラント、製パン店、三者の関係性を生かし、「湘南小麦」の全国周知を図ります。
- iii 麦踏みなどのイベント開催により、市内外からの来訪者の増加に寄与します。
- iv 小麦作付け面積の増加を狙い、近隣耕作者へ麦作の効果などを案内します。
- v その他、事業開催に関わるすべてを行います。

ウ 情報公開

市民活動団体は、事業実施の経過・内容・成果等について、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をします。

エ 個人情報の保護

市民活動団体は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、個人情報に関するものについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

5 相互の連絡調整

市と市民活動団体は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議等を開催して協議します。

6 協定の有効期限

本協定の有効期限は、平成31年6月30日までとします。

7 事業の評価等

市民活動団体と市とは、事業の実施後に事業の評価を行います。

8 その他

本協定に定めのない事項で、事業を実施する上で必要と認められるものについては、市民活動団体と市とが協議して定めるものとします。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、市民活動団体は、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

平成30年/0月/0日

(市)

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 高山 松太郎



(市民活動団体) 伊勢原市板戸645-5

「麦踏み塾」

代表 本杉 正和

